

建物の種類（一覧）

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
規則	居宅	専ら居住の用に供されるもの 社宅等で一戸建てのもの 旅館業法が適用されない民宿、別荘 下宿屋、間貸しの建物	
規則	店舗	商品を陳列して販売するもの 飲食物を調理して提供する飲食店（レストラン、食堂、喫茶店、スナック、バー等） 技術を提供する理容、美容院 犬、猫等の動物の診療を目的とする施設 ゴルフ、乗馬等のクラブハウス ガード下のマーケット	貸店舗等用途が常時固定していないものも店舗とする。
規則	寄宿舎	学生、社員等のための寮	
規則	共同住宅	アパート、マンション、コーポ等	居住の用に供する建物のうち、1棟の内部が数個の住居に仕切られていて、数世帯がそれぞれ独立して生活できるもの
規則	事務所	組合、会社等の法人、団体又は個人の営む事業のための事務の用に供されるもの 金融機関の営業活動の用に供されるもの（銀行を除く。）	国、地方公共団体等の建て物は、その用途に従がって、警察署、消防署、県庁舎、等と具体的に定めて差し支えない。特定郵便局も事務所とする。
規則	旅館	旅館、ロッジ、モーテル、ユースホステル、民宿等	旅館業法の適用のあるもの
規則	料理店	料理を提供する料亭、割ぼう等	専ら会席、飲食の場を提供するもの
規則	工場	機械設備等を備え、物を製造加工するもの	
規則	倉庫	物品を収納、保管する比較的規模の大きいもの	
規則	車庫	車両を格納するもの、ガレージ	
規則	発電所	電力を生じさせる施設の建物	
規則	変電所	電力の電圧等を変更し、他所に送電する施設	
準則	校舎	学校教育法、各種学校教育法による教育用の校舎	
準則	講堂	上記による教育用の講堂	
準則	研究所	各種の研究所	
準則	病院	医師又は歯科医師が医業を営む場所で、患者20人以上の収容施設を有するもの	
準則	診療所	上記によるもので、患者19人以下の収容施設を有するもの	
準則	集会所	専ら会議をするための会館、冠婚葬祭式場等のもの	

建物の種類（一覧）

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
準則	公会堂	公衆の集会等に供されるもの	
準則	停車場	駅舎等で上屋を有するもの	
準則	劇場	演劇、寄席等の興行の用に供するもの	
準則	映画館	映画上映の常設館	
準則	遊技場	パチンコ、ボーリング、麻雀、ビリヤード、ダンスホール、囲碁、将棋等遊戯の用に供される娯楽施設	
準則	競技場	球技（サッカー、ラグビー等）の施設	
準則	野球場	野球をする施設	
準則	競馬場	日本競馬協会等の競馬を行う施設	
準則	公衆浴場	銭湯、サウナ、特殊浴場等公衆浴場法によるもの	
準則	火葬場	斎場	
準則	守衛所	各種施設を守るために入口等に設置されている施設	
準則	茶室	茶道等を行う施設	
準則	温室	ガラス等により花卉、園芸を行う施設	
準則	蚕室	蚕を養育する施設	
準則	物置	日常雑貨等を収納、保管する規模の小さなもの	
準則	便所	独立したトイレ	
準則	鶏舎	鶏を養育する施設	
準則	酪農舎	牛等を養育する施設畜舎としても差し支えない。	
準則	給油所	ガソリンスタンド	
参考	保養所	厚生施設として利用される寮等	
参考	百貨店	デパート等大型店舗	
参考	銀行	銀行法が適用される銀行、信託銀行、相互銀行等	
参考	作業所	専ら労力作業を主として行う仕事場	
参考	機械室	機械を収納するもの	
参考	体育館	体育館、道場、室内プール等	
参考	教習所	学習塾、ソロバン塾、自動車教習所、生花、茶道、絵画、音楽、舞踊、体育、裁縫、手芸教室等	学校教育法の適用のないもの
参考	浴場	公衆浴場以外の浴場、サウナ、特殊浴場等	
参考	ホテル	ホテル等旅館業法が適用されるもの	

建物の種類（一覧）

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
参考	幼稚園	幼稚園、保育園、保育所等保育園、保育所又は園舎として、差し支えない。	
参考	託児所	託児所乳児院としても差し支えない。	
参考	養護所	老人、身障者等の養護施設療護施設は療護所と、治療施設は治療所として、差し支えない。	
参考	洗車場	洗車施設に供されるもの	
参考	市場	青果、鮮魚、生花等の市場	
参考	冷蔵倉庫	冷凍冷蔵庫、低温倉庫、貯氷倉庫等	
参考	駐車場	不特定多数の者の自動車等を駐車させるための建物	
参考	駐輪場	不特定多数の者の自転車等を駐車させるための建物	
参考	図書館	単独の構造を有するもの	
参考	練習場	ゴルフ、テニス等の練習場、バッティングセンター	
参考	会館	結婚式場、貸会議室、催会場、福祉会館、児童会館等比較的規模の大きいもの	
参考	本殿	神社の本殿	
参考	拝殿	神社の拝殿	
参考	本堂	寺院の本堂	
参考	僧堂	寺院の僧房、僧堂等	
参考	庫裏	住職とその家族の居間	
参考	会堂	教会の礼拝所	
参考	僧院	教会の修道院	
参考	信者修業所	その他の宗教法人の礼拝所	
参考	教職舎	その他の宗教法人の修道室等	
参考	教会	礼拝の用に供される建物	
参考	社務所		
参考	宝物殿		
参考	宗務庁	宗教法人の事務を取り扱う建物	
参考	教務院	宗教法人の事務を取り扱う建物	
参考	教団事務所	宗教法人の事務を取り扱う建物	
参考	神社	礼拝の用に供される建物	
参考	寺院	礼拝の用に供される建物	
参考	美術館	美術品等の鑑賞のために利用される建物	

建物の種類（一覧）

適用法令	建物の種類	建物の利用上の用途	備考
参考	老人保健施	老人福祉法に基づく福祉施設	
参考	老人ホーム		
参考	デイサービスセンター	日帰りで受けられる、入浴、機能訓練等を行う福祉施設	
参考	グループホーム	痴呆のための介護を必要とする高齢者が数名で共同生活を営む建物	
参考	屋内プール	水泳教室に使用する目的で建築された建物	
参考	学生会館	学生が利用するための図書館、資料室等の施設が設けられている建物	
参考	合宿所	学生が年間を通じてスポーツ活動等を行うために共同生活を営むための建物	